

令和8年第2回臨時会

江東区教育委員会会議録

令和8年3月5日（木）

江東区教育委員会

令和8年第2回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 令和8年3月5日（木）午後1時30分
- 2 閉会年月日 令和8年3月5日（木）午後1時39分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、安部敏啓（教育長職務代理者）、鈴木清人、浅野美智子、大久保善子
- 5 出席職員 青柳教育委員会事務局次長、西尾教育委員会事務局参事 学校施設課長事務取扱（整備担当課長事務取扱）、梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱、瀧澤庶務課長、瀧川学務課長、金指指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、大田地域教育課長、吉木江東図書館長
- 6 議題
日程第1 議案第13号 江東区教育委員会の権限に属する訴訟等の遂行に係る事務の委任に関する規則
日程第2 議案第14号 区立幼稚園 教育管理職の人事について
- 7 報告事項
(1) 区立学校 教育管理職の人事について
- 8 審議概要
本多教育長 それでは、ただいまより令和8年第2回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。
本日の会議録署名委員を御指名いたします。大久保委員、鈴木委員にお願いいたします。
それでは、審議に入ります。
日程第1 議案第13号 江東区教育委員会の権限に属する訴訟等の遂行に係る事務の委任に関する規則を議題といたします。
本案について事務局より説明願います。
次長。
青柳教育委員会事務局次長 議案第13号 江東区教育委員会の権限に属する訴訟等の遂行に係る

事務の委任に関する規則。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、
本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、資料の1をお願いいたします。江東区教育委員会の権限に
属する訴訟等の遂行に係る事務の委任に関する規則について御説明をい
たします。

制定の理由でございますが、地教行法では、教育委員会が行う権限に
つきまして、教育委員会が定める規則に基づき、教育長へ権限委任でき
るとされております。

今般、教育委員会の権限に属する事務のうち、訴訟等の遂行に係る事
務について、教育長に委任をするために定める規則でございます。

本規則第1条では、訴訟及び和解の遂行に係る事務を教育長に委任す
ることといたします。

また、第2条では、訴訟等の遂行に係る事務の報告を求められたとき
は、教育委員会に対し報告することを定めるものであります。

本規則は公布の日から施行するものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろし
く御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定する
ことに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2及び報告事項1につきましては、共に人事案件である
ため、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則
第12条第1項の規定により、秘密会といたします。

日程第2 議案第14号 区立幼稚園教育管理職の人事についてを議
題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第14号 区立幼稚園教育管理職の人事について。
上記の議案を提出する。
令和8年3月5日。
提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定に基づき、
本案を提出します。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 それでは、令和8年4月1日付、区立幼稚園教育管理職の人事について御説明いたします。
恐れ入りますが、議案第14号の別紙を御覧ください。表になっておりますけれども、右側、転出の欄です。
専任園長は区内転が2名です。平久幼稚園、第二亀戸幼稚園は小学校長の兼務を解除し、専任園長を配置とします。
転入の欄を御覧ください。副園長は区内転が1名です。平久幼稚園、元加賀幼稚園は3歳児保育を開始いたします。そのため、元加賀幼稚園には、新たに副園長を配置しております。
説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願いたします。

本多教育長 本案について質疑願います。
安部委員。

安部委員 参考までに、副園長先生が今の元加賀さんのようにいらっしゃらない園を教えてください。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 副園長を置いていない園は、元加賀の他に、ひばり、大島、三大、東砂、みどりの計6園でございます。
以上です。

本多教育長 枝川については特殊事情もあって今年度までは副園長を置いていたんですけれども、今回は異動という形で、枝川は副園長を置かなくなるという形になります。
ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。
これより報告事項に入ります。
報告事項1 区立学校 教育管理職の人事についてを説明願います。
指導室長。

金指指導室長 それでは、令和8年4月1日付教育管理職の人事について御説明いたします。

資料2を御覧ください。詳細については、資料2、参考資料のほうを御覧ください。

まず、項番1、小学校でございます。

校長は区内転が8名、括弧内は昇任者を表し、3名おります。区外からの転入は5名です。区外への転出は1名です。退職者は7名となっております。

副校長は区内転が18名です。区外からの転入は4名となっております。区外への転出は2名、退職者は4名です。

次に項番2、中学校でございます。

校長は区内転が4名、括弧内は昇任者を表し、1名は区内の副校長からの承認です。区外からは転入は1名、退職者は2名です。

次に、副校長は区内転が5名です。区外からの転入は4名。区外への転出者は1名です。退職者は3名となっております。

次に、項番3、義務教育学校です。

こちらは令和8年4月の異動はありませんでした。異動者本人には、明日3月6日金曜日午後に内示の予定です。異動は4月1日付でございますので、それまでの間の情報の取扱いについては、十分御注意くださるようお願いいたします。

一般の教員の異動につきましては、児童数、生徒数が変動しており、まだ確定はしておりません。

一般教員の異動につきましては、例年どおり4月の教育委員会で報告いたします。

なお、教育職員の人事異動に関わる報道発表を今年度は3月19日に予定をしております。当日の朝刊及び当教育委員会ホームページに掲載が予定されておりますことを申し添えます。

説明は以上です。

本多教育長 それでは、本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

なお、秘密会としました案件の会議録につきましては、本来ですと教育委員会会議規則の規定により非公開となりますが、4月1日の発令後に公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、令和8年第2回江東区教育委員会臨時

会を閉会いたします。ありがとうございました。